

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第43回

コンピューターソフトウェアに関する法規制

黒田法律事務所 萱野 純子・山上祥吾

Sumiko Kayano, Shogo Yamagami / Kuroda Law Offices

コンピューターソフトウェア(以下「ソフトウェア」という)に関する中国の法令としては、前回までの連載で取り上げた「中華人民共和国著作権法」(以下「著作権法」という)及び「コンピューターソフトウェア保護条例」がソフトウェアの著作権について規定しているほか、ソフトウェアの輸出の管理に関する「ソフトウェア輸出管理及び統計弁法」や、ソフトウェア製品の経営及び管理に関する「ソフトウェア製品管理弁法」等の様々なものが存在している。

また、中国から外国へ向けてのソフトウェア著作権の譲渡や使用許諾には、中国から外国に対する技術の輸出として、上記のソフトウェアに関連する規定ではなく、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」が適用されるというように、法令間の相互の適用関係も複雑になることがある。

そこで、今回は、ソフトウェアに関する中国の法規制に焦点を当てることにする。

Q 1 日本企業A社は、中国企業B公司に対してソフトウェアの開発を委託し、B公司が開発したソフトウェアを日本において販売することを検討しています。そして、A社は、B公司がA社の委託を受けて開発したソフトウェアの著作権については、A社自身が享有するようにしたいと考えていますが、そのためにはどのような方法があるのでしょうか。また、A社の採る方法に対し、中国法上どのような規制が存在するのでしょうか。

A 1

(1) A社がB公司に対してソフトウェアの開発を委託し、当該委託を受けてB公司が開発したソフトウェアの著作権をA社が享有するようにするためには、A社とB公司との間で、当該ソフトウェアの著作権をA社が享有する

旨の契約を締結する方法が考えられます。

そして、この方法を採用した場合には、「ソフトウェア輸出管理及び統計弁法」が適用され、同法の規定により当該契約の登録が必要になります。また、A社の検討している本件スキームにおいては、開発委託先であるB会社が輸出入経営権を有していなければならず、そうでなければ、輸出入経営権を有する他の代理業者を介入させる必要があるという点にも注意が必要です。

- (2) すでにA社とB会社との間で、ソフトウェアの開発委託契約が締結されており、当該契約にA社の委託を受けてB会社が開発したソフトウェアの著作権の帰属について規定がないという場合には、A社とB会社との間で、当該ソフトウェアの著作権につき、A社がB会社から譲渡を受ける旨の契約を締結する方法が考えられます。

この場合は、中国の法人が外国の法人に対してソフトウェア著作権を譲渡する場合に該当するため、「コンピューターソフトウェア保護条例」第22条により、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」の関連規定が適用されることとなります。

すなわち、B会社の開発したソフトウェアが輸出禁止技術である場合にはA社に対するソフトウェア著作権の譲渡は禁止され、また、B会社の開発したソフトウェアが輸出制限技術である場合には許可証による管理が行われ、許可証を取得しない限りA社に対するソフトウェア著作権の譲渡はできないこととなります。

他方、自由に輸出することができる技術については契約登録による管理が実施されます。

したがって、B会社の開発したソフトウェアが「中華人民共和国技術輸出入管理条例」の規定する輸出禁止技術及び輸出制限技術に該当しないならば、B会社は、譲渡契約の登録をすれば、A社に対し当該ソフトウェアの著作権を譲渡することができます。

1. 開発委託契約に規定する場合

- (1) ソフトウェアの著作権の帰属と輸出管理弁法に基づく契約の登録
コンピューターソフトウェア保護条例(以下「保護条例」という)第11条は、

他人の委託を受けて開発したソフトウェアの著作権の帰属は、委託者と受託者が締結した書面による契約で定め、書面による契約がないか、または契約において明確に定められていない場合は、その著作権は受託者が享有すると規定している。

したがって、ソフトウェアの開発委託契約において、受託者が開発したソフトウェアの著作権は委託者に帰属する旨を規定すれば、受託者が開発したソフトウェアの著作権を委託者に帰属させることができる。

もっとも、この方法を採用する場合、「ソフトウェア輸出管理及び統計弁法」（以下「輸出管理統計弁法」という）が適用されるため、契約の登録が必要になる。すなわち、輸出管理統計弁法第2条は、「通関又はインターネットを用いた転送の方式による国外へのソフトウェア製品の輸出、ソフトウェア技術の譲渡及び関連サービスの提供」について輸出管理統計弁法を適用すると規定し、さらに同条第3号は、具体的な情報データ関連サービスの例として、「顧客の要求に従ってプログラムシステムを設計、開発及び編集する」ことを挙げている。

したがって、本問のように、中国企業が日本企業の委託を受けてその要求通りにプログラムシステムを開発する場合は、輸出管理統計弁法が適用されることになる。

そして、輸出管理統計弁法第5条によれば、ソフトウェア輸出契約の正式発効後、ソフトウェア輸出企業は「ソフトウェア輸出契約登録管理センター」にソフトウェア輸出契約をオンライン登録し、また、発効したソフトウェア輸出契約の正本を持参して、現地の対外経済貿易庁（または「委員会」、「局」）において、「ソフトウェア輸出契約登録証」を取得しなければならない。

なお、中国企業に開発を委託したソフトウェアが中国の輸出禁止技術または輸出制限技術に該当する場合は「輸出禁止、輸出制限技術管理弁法」の規定に従わなければならない。

具体的には、「輸出禁止、輸出制限技術管理弁法」第2条及び第3条によれば、中華人民共和国対外貿易経済合作部（現在の商務部）及び科学技術部2001年第16号の「中国輸出禁止、輸出制限技術目録（一）」中の輸出禁止技術は輸出することができず、また、当該目録中の輸出制限技術及び関連製品については許可証による管理が行われるとされている。

さらに、当該ソフトウェアが秘密技術に該当する場合は、「国家秘密技術輸出審査規定」の規定（例えば、絶対級の国家秘密にあたる技術の輸出は禁止さ

れる等)に従わなければならない(輸出管理統計弁法第9条参照)。

(2) 輸出入経営権

中国企業が開発したソフトウェアを日本に輸出するためには、当該中国企業が輸出入経営権を有しているか、そうでなければ、輸出入経営権を有する他の代理業者を介入させる必要がある。

すなわち、輸出管理統計弁法第2条の規定によれば、輸出管理統計弁法は「中華人民共和国対外貿易法」(以下「対外貿易法」という)に従って対外経済貿易経営活動に従事する法人及びその他の組織に適用されるため、輸出管理統計弁法に基づきソフトウェア輸出契約を締結し、当該契約を登録する主体となるためには、契約当事者たる中国企業は対外貿易法に規定する輸出入経営権を有していなければならない。

これに対し、対外貿易法に規定する輸出入経営権を有していない中国企業には輸出管理統計弁法が適用されず、ソフトウェアの輸出契約を締結したとしても当該契約を登録することができないため、当該中国企業がソフトウェアの輸出を行おうと思っても、税関での輸出申告、外貨為替管理局での輸出、外国為替受取の許可手続及び税務機関での輸出税金還付手続において問題が発生する可能性がある。

したがって、ソフトウェアの開発を委託した中国企業が輸出入経営権を有しない場合、当該中国企業は委託者である日本企業に対し開発したソフトウェアを輸出することができないため、輸出入経営権を有する代理業者を通さなければ日本企業の開発委託を受けることはできない。

2. ソフトウェアの著作権の譲渡を受ける場合

上記の通り保護条例第11条によれば、他人の委託を受けて開発したソフトウェアの著作権の帰属について契約に明確に定められていない場合は、その著作権は受託者に帰属することになる。

したがって、その場合に日本企業の委託を受けて中国企業が開発したソフトウェアの著作権を日本企業が享有する方法としては、中国企業と日本企業との間で、当該ソフトウェアの著作権を日本企業に譲渡する旨の契約を締結する方法が考えられる。

もっとも、保護条例第22条は、中国の公民、法人またはその他の組織が外国人に対しソフトウェア著作権を使用許諾または譲渡する場合、技術輸出入管理条例の関連規定を遵守しなければならない旨を規定している。そのため、本問のように、日本企業が中国企業の享有するソフトウェア著作権の譲渡を受ける場合は、保護条例第22条により、技術輸出入管理条例の規定に従う必要がある。

そして、自由に輸出することができる技術については、契約を登録すれば輸出することができるが（技術輸出入管理条例第39条参照）、輸出の対象となっている技術が輸出禁止技術である場合には当該技術を輸出することはできず（技術輸出入管理条例第32条）、また、輸出の対象となっている技術が輸出制限技術である場合には許可証による管理が実施され、許可証を取得しない限り当該技術を輸出することはできない（技術輸出入管理条例第33条）。

なお、いかなる技術が輸出禁止技術であり、また、輸出制限技術であるかについては、前述の「輸出禁止、輸出制限技術管理弁法」及び「中国輸出禁止、輸出制限技術目録（一）」に従って決定されることになる。

したがって、日本企業が中国企業から当該中国企業の有するソフトウェア著作権の譲渡を受ける場合、当該ソフトウェア著作権が輸出禁止技術であるならばその譲渡は禁止され、また、当該ソフトウェア著作権が輸出制限技術であるならば許可証による管理が行われ、許可証を取得しない限りその譲渡はできない。

しかし、当該ソフトウェア著作権が自由輸出技術であるならば、契約登録による管理が実施されるものの、自由に譲渡することができる。

なお、保護条例第21条も、ソフトウェア著作権の専用的使用許諾契約及び譲渡契約をソフトウェア登録機関において登録することができる旨を規定しているが、保護条例第21条による登録制度は、あくまで任意的なものにすぎない。

これに対し、上記の技術輸出入管理条例に基づくソフトウェア著作権契約の登録は、必ず行わなければならないものであって、任意的なものではない。

Q 2 日本企業A社は、A社が日本において開発、生産したソフトウェア製品を中国企業B会社に販売し、B会社が中国国内において当該ソフトウェアを消費者に対して販売するというスキームを検討しています。

(1) 本スキームに対して、中国においてどのような法規制があるのでしょうか

か。

- (2) A社は、当該ソフトウェアの中国版の開発、生産をB公司に行わせることも検討していますが、その場合、当該ソフトウェアの中国版の著作権をA社に帰属させることは可能でしょうか。

A 2

- (1) A社がB公司に対し、A社が日本において開発、生産したソフトウェア製品を販売することは、B公司による当該ソフトウェア製品の輸入に該当するため、ソフトウェア製品管理弁法が適用されます。

そして、ソフトウェア製品管理弁法によれば、ソフトウェア製品に対しては登録・届出制度が行われており、登録・届出を経ていないソフトウェア製品または登録が抹消されたソフトウェア製品については、中国国内において経営または販売を行うことができません。

したがって、B公司が、中国国内において、A社の開発、生産したソフトウェア製品の販売を行うためには、ソフトウェア製品の登録・届出が必要となります。

- (2) A社は、A社が開発した当該ソフトウェア製品の中国版の開発、生産をB公司に行かせたとしても、B公司との間の契約により、当該ソフトウェアの中国版の著作権をA社に帰属させることができます。

1. 中国企業に対するソフトウェア製品の販売

中国国内におけるソフトウェア製品（国産のソフトウェア及び輸入されたソフトウェアを含む）の経営及び管理の活動に対しては、「ソフトウェア製品管理弁法」（以下「製品管理弁法」という）が適用される（製品管理弁法第2条）。

ここにいう「ソフトウェア製品」には、「ユーザーに対して提供したソフトウェア」が含まれており、また、「輸入されたソフトウェア」とは、中国国外で開発され、各種の形式により中国において生産、経営されるソフトウェア製品をいう（製品管理弁法第3条）。

したがって、日本企業が開発、生産したソフトウェアを中国国内に輸入し、販売する中国企業の活動に対しては、製品管理弁法が適用されることになる。

そして、製品管理弁法第7条は、ソフトウェア製品につき登録・届出制度を

実施しており、登録・届出を経ていないソフトウェア製品または登録が抹消されたソフトウェア製品については、中国国内において経営または販売を行うことができない旨を規定している。

したがって、中国企業が、中国国内において、日本企業が開発、生産したソフトウェア製品の販売を行うためには、ソフトウェア製品の登録・届出を行わなければならない。

なお、輸入ソフトウェア製品の登録及び届出の手続は以下の通りである。

まず、輸入を担当する会社等（単位）が、ソフトウェア製品の登録申請表、申請を行う会社等の営業許可証の副本のコピー、ソフトウェア製品のサンプル、当該ソフトウェア製品の著作権者から中国における経営を授けられたことの証明資料、情報産業部が授けしたソフトウェア検査機構が発行した検査結果又は情報産業部が認可したその他の検査資料、ソフトウェア製品が国家ソフトウェア輸入政策及び規定に合致することの証明等の関連資料を提出して（製品管理弁法第11条）、中国ソフトウェア業界協会に申請する（製品管理弁法第10条）。

中国ソフトウェア業界協会は、申請を受理した後、情報産業部の審査許可を経てソフトウェア製品の登録番号を定め、かつソフトウェア製品の登録証を発行する（製品管理弁法第10条）。

ソフトウェア製品の登録証が発行され、かつ情報産業部によりソフトウェア製品の登録が公告された後、当該登録が発効する（製品管理弁法第12条）。ソフトウェア製品の登録の有効期間は5年間であり、有効期間満了後、有効期間の延長を申請することができる（製品管理弁法第12条）。

2. ソフトウェアの現地化を委託した場合の著作権の帰属

日本企業が日本で開発したソフトウェアを、中国企業に委託して中国版を開発、生産させる場合（いわゆる現地化を行う場合）の著作権の帰属について明確に規定した法規はない。

したがって、委託者と受託者との間の契約により自由に定めることができると考えられる。このような考え方は、上記のように、保護条例第11条が、他人の委託を受けて開発するソフトウェアの著作権の帰属については、委託者と受

託者が締結した文書による契約で定めることができる旨を規定していることとも整合する。

よって、委託者である日本企業と受託者である中国企業との間の契約において、ソフトウェアの中国版の著作権は日本企業に属する旨を規定しておけば、たとえ中国版の開発、生産をB公司に行わせたとしても、当該中国版の著作権は日本企業に帰属すると解される。